

2021年9月8日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

公益社団法人日本医師会

会長 中川 俊男

一般社団法人日本病院会

会長 相澤 孝夫

公益社団法人全日本病院協会

会長 猪口 雄二

一般社団法人日本医療法人協会

会長 加納 繁照

公益社団法人日本精神科病院協会

会長 山崎 學

公益社団法人全国老人保健施設協会

会長 東 憲太郎

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

会長 平石 朗

公益社団法人日本認知症グループホーム協会

会長 河崎 茂子

(公印省略)

診療報酬における医療機関等の感染症対策に係る評価、
小児外来診療等に係る評価、及び、
介護報酬における基本報酬への上乗せ評価、の継続について

本年4月より、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての患者の診療等に対する感染予防策の徹底及び施設の運用の変更に係る費用に対する評価として、医科外来等感染症対策実施加算(5点)及び入院感染症対策実施加算(10点)、また、小児においては特有の感染予防策が必要なことから、乳幼児感染予防策加算(100点)が認められております。

同様に、全ての介護サービスにおいても、感染対策に係るかかり増しの費用として、基本報酬に0.1%の上乗せ評価がされております。

こうした評価を原資に、医療機関・介護施設では感染予防対策が更に進んだことで、院内・施設内でのクラスター発生数は減少し、患者、利用者の方に安心して受診、利用していただいています。これはワクチン接種の効果は勿論のこと、医療・介護現場における感染予防対策の徹底にほかなりません。

診療報酬・介護報酬での評価は、特例的な対応として本年9月末までの時限的措置とされておりますが、依然として、新型コロナウイルス感染症患者数は全国的に高止まりの状況にあります。医療機関・介護施設では、今後も継続して感染予防対策を徹底していかなければならず、それには継続した経費が必要であります。

つきましては、本年10月以降も標記の感染症対策への評価の継続を強く要望いたします。